

第84期定時株主総会 ウェブサイト掲載事項

事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」

個別注記表

連結注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

大林道路株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は取締役8名以内により構成する。取締役は、経営の意思決定と業務執行を行うとともに、他の取締役、執行役員及び使用人の職務執行を監督する。

監査役会は、監査役4名以内（うち社外監査役半数以上）により構成し、「監査役会会則」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

② 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査・内部統制室が、監査役及び会計監査人の監査とは別に内部統制の有効性及び各部門の業務執行状況の監査を専ら担任する。

③ 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制

企業倫理遵守のための基本方策の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置する。

企業倫理遵守の推進については、社長を最高責任者とする企業倫理推進体制に基づき、個別規定の整備、運用や企業倫理確立のための研修実施などを行っていく。

④ 独占禁止法遵守などの法令遵守体制の整備、運用

独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）の遵守徹底を図るため、主な役職者から、独占禁止法遵守に関する誓約書を徴収するとともに、現業部門に対し本店がきめ細やかな教育指導を行うほか、本支店において各種のコンプライアンス教育を実施する。また、監査役会は無作為に抽出した役職員に対し、法令遵守のモニタリングを実施する。

⑤ 内部通報制度

法令・定款に違反するおそれがある事項を、当社の全職員から直接通報するための通報制度を設ける。

⑥ 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存及び管理に関する規程の整備・運用

法令、その他ガイドライン等に従い、会社を取り扱う文書、情報についての保存期間を定める「文書の保存・管理に関する規程」を整備し、これを運用する。

文書、情報の管理については、「情報資産のセキュリティに関する基本方針」を定め、個別規定を整備し、これを運用する。

② 定期的監査の実施

監査・内部統制室は、各部門における情報の保存及び管理（セキュリティを含む。）の運用状況を定期的に監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定の決裁権限の明確化

重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」、「経営会議内規」、「決裁等に関する基準規程」等により決裁権限を明確化する。また、取締役会や経営会議においては、リスク審査を厳密に行ったうえで、各案件の意思決定を行う。

② 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、企業倫理委員会を中核とする体制の下、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

③ 震災時の事業継続計画（BCP）の策定

万一、大震災が発生した場合に備え、当社の事業活動を継続するための計画を策定する。

④ 財務報告に係る内部統制の整備

業務プロセスに内在するリスクを未然に防止するとともに、財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営会議

取締役兼任執行役員及び指名された執行役員による経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。

② 執行役員制度

業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の指導・管理

グループ会社の業務全般にわたる指導、管理は経営企画部が行う。なお、グループ会社の健全な育成を図るため、グループ会社ごとに営業・人的支援に係る部署を別に定め、指導・管理を行う。

② グループ会社の重要事項の審議

当社取締役会において、グループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定する。

③ グループ会社への役員派遣

グループ会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣するものとする。派遣された当社役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令・定款に違反するおそれがある事実及びグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、内部監査の結果及び法令・定款に違反するおそれがある事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を監査役に報告する。

上記のほか、監査役は、取締役に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。

② 重要な会議への参加

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができる。

③ 代表取締役との定期的会合

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。

④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備

上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

個別注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券 時価のあるもの

償却原価法(定額法)

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金
材料貯蔵品

個別法による原価法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。
- ③ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
過去勤務費用は、各事業年度の発生時に一括費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。
- ⑤ 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。
- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法について次のとおり変更している。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

期間定額基準から給付算定式基準へ変更している。

(割引率の決定方法)

従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,202百万円増加し、繰越利益剰余金が774百万円減少している。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10百万円減少している。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、17.20円、0.16円減少している。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

- (1) 前期まで流動資産の「受取手形」に含めて表示していた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当期より区分掲記した。なお、前期の「電子記録債権」は130百万円である。
- (2) 前期まで区分掲記して表示していた投資その他の資産の「会員権」(当期276百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当期より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示している。

(損益計算書)

- (1) 前期まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「デリバティブ評価益」は、金額的重要性が増したため、当期より区分掲記した。なお、前期における「デリバティブ評価益」の金額は4百万円である。
- (2) 前期まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当期より区分掲記した。なお、前期における「受取手数料」の金額は8百万円である。
- (3) 前期まで特別損失の「固定資産売却及び売却損」に含めて表示していた「固定資産売却損」及び「固定資産除却損」は、明瞭性を高めるため、当期より区分掲記した。
- (4) 前期まで区分掲記して表示していた特別利益の「固定資産受贈益」(当期0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当期より、特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (5) 前期まで区分掲記して表示していた特別損失の「訴訟和解金」(当期3百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当期より、特別損失の「その他」に含めて表示している。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

有価証券	20百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	22,368百万円
(3) 受取手形割引高	230百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	10,715百万円
② 長期金銭債権	6百万円
③ 短期金銭債務	324百万円
(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。	

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,979百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	67,147百万円
(2) 関係会社との取引高	
① 売上高	19,029百万円
② 仕入高	1,189百万円
③ 営業取引以外の取引高	19百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	149百万円
(4) 研究開発費の総額	260百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,823,962株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	350百万円
退職給付引当金	1,612百万円
貸倒引当金	45百万円
その他の他	589百万円

繰延税金資産小計	2,597百万円
----------	----------

評価性引当額	△343百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	2,254百万円
----------	----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△36百万円
その他有価証券評価差額金	△109百万円
その他の他	△0百万円

繰延税金負債合計	△147百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	2,106百万円
-----------	----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合		関係内容	
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係
親会社	㈱大林組	東京都 港区	57,752	建設、土木工事の請負並びにこれらに関連する事業、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関連する事業	41.93	—	—	建設工事の受注、製品の販売、建物等の賃借並びに建築工事の発注
		取引の内容		取引金額 (百万円) (注1)	科目		期末残高 (百万円) (注1)	
		建設工事の受注		22,080	電子記録債権	5,149		
				完成工事未収入金	5,451			
				未成工事受入金	187			
				受取手形割引高	230			

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、電子記録債権、完成工事未収入金、受取手形割引高の期末残高には消費税等が含まれている。

2. 建設工事の受注、製品の販売及び建築工事の発注については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件となっている。

(2) 兄弟会社等

種類	会社名	議決権等の 被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	㈱オーシー・ファイ ナンス	—	資金の運 用・借入	資金の預け 入れ	8,112	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めていない。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的取引条件で行っている。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 745円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 111円13銭 |

10. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△8,804百万円
② 年金資産	4,356百万円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△4,448百万円
④ 未認識数理計算上の差異	△538百万円
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	△4,987百万円
⑥ 前払年金費用	－百万円
⑦ 退職給付引当金 (⑤－⑥)	△4,987百万円

(2) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	516百万円
② 利息費用	58百万円
③ 期待運用収益	△104百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△133百万円
⑤ 退職給付費用 (①+②+③+④)	338百万円

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	0.6%
③ 長期期待運用収益率	2.5%
④ 過去勤務費用の額の処理年数	1年
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。)

11. その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は196百万円減少し、法人税等調整額が207百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は161百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

連結注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

東洋テックス㈱、㈱カネナカ

当連結会計年度から、㈱カネナカの株式を取得したため、連結の範囲に含めている。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

持分法適用関連会社の名称

TMSライナー㈱、日本スナップロック㈱、ミノル工業㈱

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. た な 卸 資 産

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く。）については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

ニ. 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債 の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

ロ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法について次のとおり変更している。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

期間定額基準から給付算定式基準へ変更している。

(割引率の決定方法)

従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,202百万円増加し、利益剰余金が774百万円減少している。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10百万円減少している。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、17.20円、0.16円減少している。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

- (1) 前連結会計年度まで流動資産の「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示していた「電子記録債権」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は130百万円である。

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度まで区分掲記して表示していた営業外収益の「受取手数料」(当連結会計年度8百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示している。
- (2) 前連結会計年度まで区分掲記して表示していた特別利益の「固定資産受贈益」(当連結会計年度0百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (3) 前連結会計年度まで特別損失の「固定資産廃却及び売却損」に含めて表示していた「固定資産売却損」及び「固定資産除却損」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分掲記した。
- (4) 前連結会計年度まで区分掲記して表示していた特別利益の「投資有価証券売却益」(当連結会計年度0百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (5) 前連結会計年度まで区分掲記して表示していた特別損失の「訴訟和解金」(当連結会計年度3百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別損失の「その他」に含めて表示している。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

有 価 証 券	20百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	22,782百万円
(3) 受 取 手 形 割 引 高	230百万円
受 取 手 形 裏 書 譲 渡 高	18百万円
(4) 当社においては「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。	

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,979百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式 46,818,807株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月25日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	557百万円	12円	平成26年3月31日	平成26年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成27年6月24日開催の第84期定時株主総会において次のとおり付議します。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月24日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	719百万円	16円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金については主に短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針である。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動または金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権については、顧客等の信用リスクがあるが、当該リスクに関しては、受注時の審査を厳格に行うとともに、必要がある場合は適切な債権保全策を実施する体制としている。

有価証券及び投資有価証券については、市場価格の変動リスクがあるが、主に顧客等、関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

短期借入金は主に運転資金及び設備資金の調達を目的としている。

デリバティブ取引は社内管理規定に従い執行されており、取引の状況は定期的に取り締役会へ報告されている。

営業債務や借入金等については、流動性リスクがあるが、当社グループでは、各社が年度及び四半期の資金計画、月次の資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 資産			
① 現金及び預金	12,255	12,255	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	41,141	41,141	—
③ 電子記録債権	5,698	5,698	—
④ 有価証券及び投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	20	20	0
ロ. その他有価証券	593	593	—
資 産 計	59,708	59,708	0
(2) 負債			
① 支払手形・工事未払金等	28,408	28,408	—
② 電子記録債務	6,098	6,098	—
③ 短期借入金	2,000	2,000	—
④ 未払法人税等	1,801	1,801	—
負 債 計	38,307	38,307	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 資産

- ① 現金及び預金、② 受取手形・完成工事未収入金等、③ 電子記録債権

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

- ④ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 負債

- ① 支払手形・工事未払金等、② 電子記録債務、③ 短期借入金、
- ④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるまたは払出しを行うため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額（関連会社株式255百万円、その他有価証券145百万円））は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	767円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	116円17銭

8. その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は182百万円減少し、法人税等調整額が207百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円、退職給付に係る調整累計額が13百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は161百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。